

東村山市障害者自立支援協議会
児童発達支援センターに関する
ワーキンググループ
報告書（案）

令和2年 月 日

はじめに

我が国の障害児を取り巻く環境は大きく変化しており、平成24年の「児童福祉法」の一部改正、平成28年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行などがなされました。

東村山市障害者自立支援協議会では、これまでも当市における障害福祉に関する課題を解決するため、地域の医療・保健機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所の職員などで、地域の関係機関によるネットワークの構築が進むよう市内における障害福祉の課題を整理し、解決策を検討してまいりました。

そうした中、平成30年度からの第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において、おおむね10万人に対して1か所の「児童発達支援センター」を設置することが求められたことから、障害者自立支援協議会にて「児童発達支援センターに関するワーキンググループ」を設けて、検討してまいりました。

本ワーキンググループでは、令和元年8月28日より計6回の会議を行い、地域の障害児等を取りまく課題や、既存の社会資源とその役割を確認するとともに、東村山市に必要な「児童発達支援センター」に関する検討を行ってまいりました。本報告はこの検討を踏まえ、その機能や役割等をまとめたものです。

東村山市障害者自立支援協議会
児童発達支援センターに関するワーキンググループ
リーダー 松本 恭子

【構成】

- 第1章 障害児支援の変遷並びに計画上の位置づけ
- 第2章 障害者自立支援協議会での検討及び児童発達支援センターに関するワーキンググループの設置（市）
- 第3章 児童発達支援センターに関するワーキンググループでの検討～現状の把握等～
- 第4章 児童発達支援センターに関するワーキンググループでの検討～本市の子どもを取り巻く支援機関等に関する課題等～
- 第5章 その他留意すべき事項
- 第6章 まとめ
- 第7章 児童発達支援センターに関する検討内容

【添付資料】

- 資料1：児童発達支援センターを取りまく地域の関係図
- 資料2：児童発達支援の活用事例
- 資料3：就学までの支援と支援機関の連携のイメージ図

第1章 障害児支援の変遷並びに計画上の位置づけ

1 障害児支援の変遷

平成24年の児童福祉法の一部改正では、従来の障害種別で分かれていた体系（給付）の一元化により、知的障害児通園施設や肢体不自由児通園施設などが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援となり、また支給決定にあたっては、障害児相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画」が必要となった。

平成28年の児童福祉法の一部改正では、居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、障害児福祉計画に関する規定の創設などが行われるとともに、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携が一層推進されるよう努めることとされた。

平成29年には、児童発達支援事業所の支援の質の確保及びその向上を図ることを目的に「児童発達支援ガイドライン」が策定なされた。

令和元年10月からは、就学前の障害児の発達支援の無償化が開始され、児童福祉の一層の充実、発展が図られた。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画への児童発達支援センターの位置づけ（国）

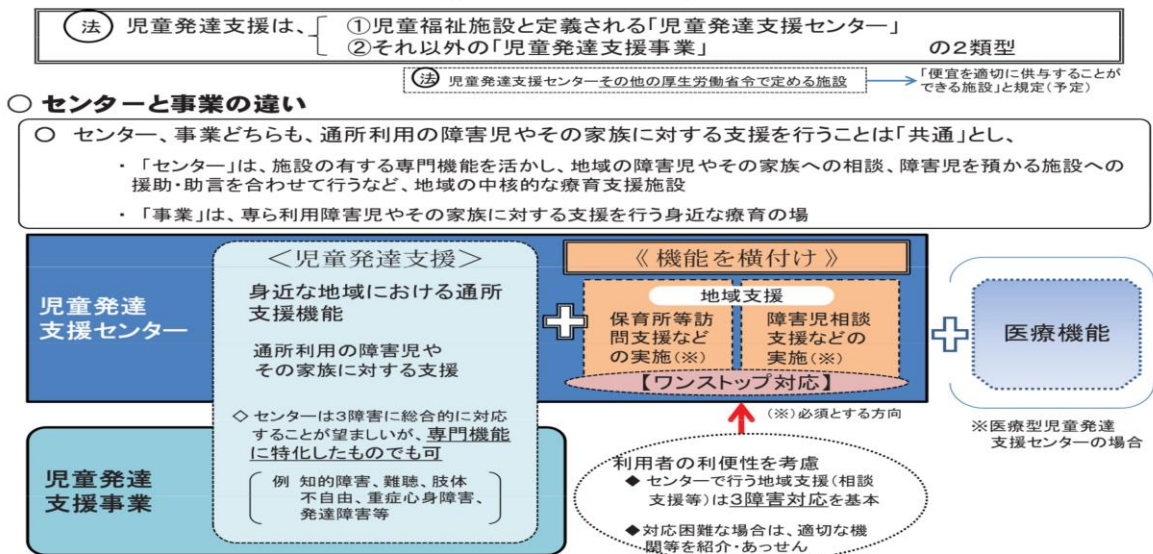
（1）児童発達支援センターとは

児童福祉法等に基づき、主に未就学で障害のある子ども又は、その可能性のある子どもに対し、地域における中核的な支援機関として、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援や障害児相談支援などを行うとされている。センターには、児童発達支援を行う「福祉型」と、児童発達支援及び治療を行う「医療型」に分類される。

（2）児童発達支援センターが担う役割

- ・主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程や特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならないとされている。
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所・認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（主に幼稚部、小学部）と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならないとされている。
- ・地域の児童発達支援等の障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど地域の中核的な役割を担うとされている。

児童発達支援センターと事業について



〈厚生労働省資料より〉

第2章 障害者自立支援協議会での検討及び児童発達支援センターに関するワーキンググループの設置(市)

1 障害者自立支援協議会での検討

協議会では、国や都の動向に注視しながら、先駆的にセンターを設置している他市区の視察等を行いながら、センターの設置に至った経緯や既存の児童発達支援事業所等とのすみわけなどについて、検討を行ってきた。

その結果、協議会では、「日頃から地域で子どもの支援に携わっている医療機関や障害児通所支援事業所の職員等から、障害のある子どもを取り巻く、地域の実情の把握や課題等の抽出を行い、本市におけるセンターのあり方を集中的に協議する場を設置するべきである」との意見が集約された。

2 児童発達支援センターに関するワーキンググループの設置及び検討

本市では、障害者自立支援協議会での意見に基づき、令和元年8月に同協議会の下部組織に医療機関の職員、相談支援事業所の職員や児童発達支援事業所の職員などで構成するワーキンググループを設置し、本市のセンターのあり方について、集中的に検討することとなった。

第3章 児童発達支援センターに関するワーキンググループでの検討～現状の把握等～

1 本市の障害児通所支援事業所の整備経緯及び支給決定者の推移

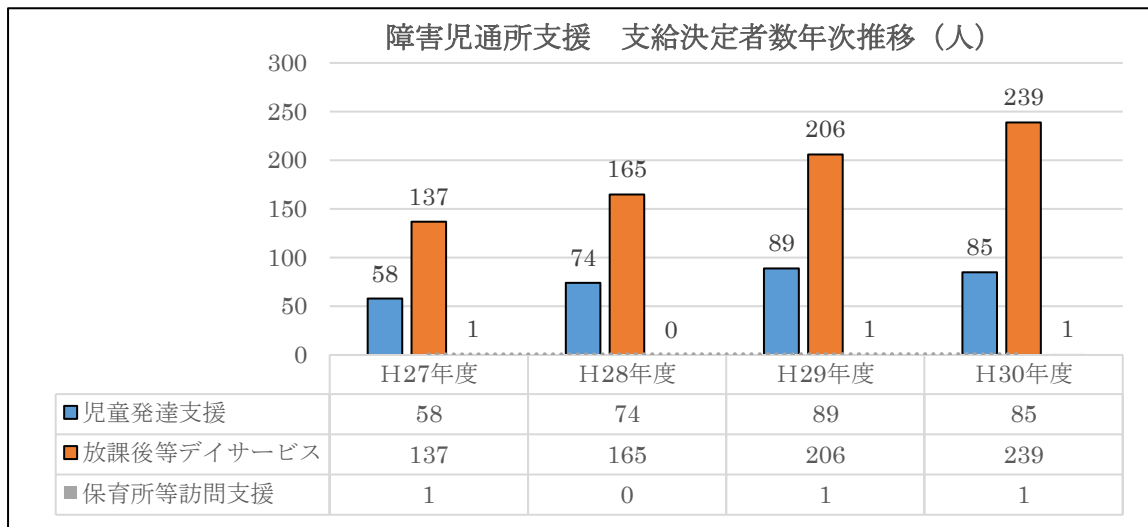
本市における障害のある子ども等への支援の取組みは、昭和46年に心身障害者(児)通所訓練事業「幼児訓練愛の園」と肢体不自由児通園施設「東村山市あゆ

みの家」に始まる。その後、平成24年の児童福祉法の一部改正により、療育が必要な子どもの早期発見・早期療育が打ち出されたことや障害者手帳の所持を通所の要件としないことなどが利用者のニーズとも重なり、新たに障害児通所支援事業を開始する事業所が増えてきたところである。

平成25年には、他市に先駆けて、医療的ケアのある子どもたちが身近な地域で医療機関と連携をとりながら、専門的な療育を受けることができるよう、富士見町に「ひまわり」が開所され、医療と福祉の連携や家族支援などがさらに強化された。

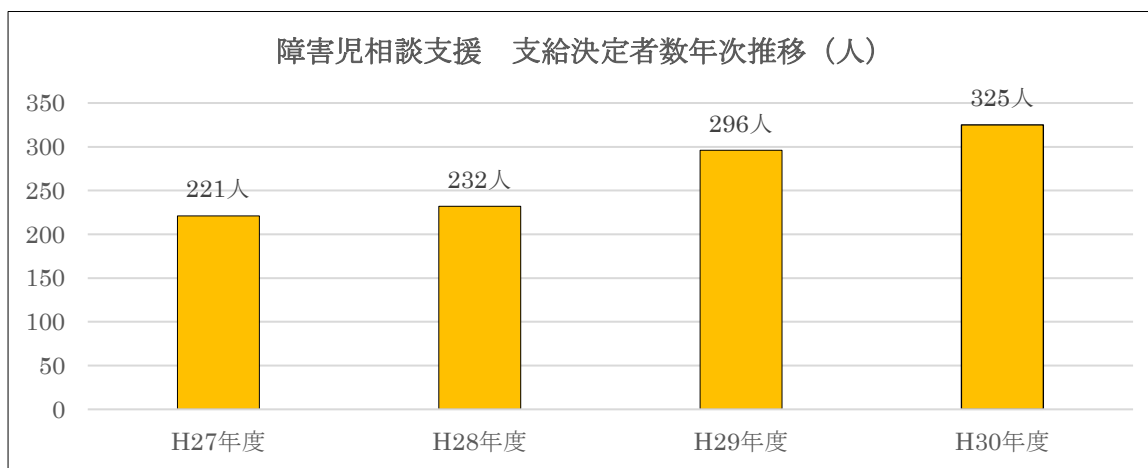
以下に本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の支給決定者の年次推移を示す。

【表1】



東村山市事務報告書より

【表2】



東村山市事務報告書より

2 本市の障害のある子どもやサポートが必要な子どもへの支援の現状

障害のある子どもやサポートが必要な子どもの障害特性に特化し、専門的な療育を提供する事業所があり、市の子ども相談室のほか、母子保健分野や保育分野等の

事業とも連携することにより、不安を抱える保護者に寄り添いながら、個別性に配慮した支援を提供している。また、支援にあたっては、関係者間で必要な情報の共有に努めている。

以下に、本市及び地域の事業所の支援の現状について、具体的に示す。

(1) 障害児通所支援の利用及び事業所への支援の現状

障害者手帳の取得に関する相談、児童発達支援や保育所等訪問支援などの障害児通所支援に関する相談や支給決定などを行うとともに、定期的に事業所を訪問し、障害特性に応じた適切な療育が提供されているかなどの確認をしている。障害児通所支援等に関わる職員の人材育成については、協議会などを通じて、研修会や情報交換会などを開催している。

(2) 子ども相談室での支援の現状

0歳から18歳までの子どもとその保護者の方を対象に、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士など、子どもの心と発達についての専門性を有する相談員が継続的な相談や関係機関との連携による支援を行っている。保護者の方とは継続的な面接を通して相談を進め、子どもには話や遊び、心理検査等から様子をつかみ、その状態に応じた働きかけを行っている。また、必要に応じて医療機関等、適切な専門機関への紹介も行っている。この他、関係機関等との連携の一環として、子どもの相談・支援に関する研修の機会を企画・提供している。

(3) 母子保健分野での支援の現状

医療機関や保健所からの情報提供や、乳幼児健康診査、家庭訪問等、母子保健事業からの把握、または保護者からの相談を通して、子どもの発育・発達、疾病などの問題を発見し、個別相談、グループ事業、小児神経科医による発達に特化した健康診査等を実施。必要に応じ、医療機関や子ども相談室、児童発達支援事業、その他各関係機関と連携し支援している。

(4) 子ども家庭支援センターでの支援の現状

0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受けており、必要に応じて各種情報提供の他、専門機関やサービスの紹介をしている。日頃より地域の子どもたちが安心・安全に生活を送ることができるよう、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を構築し、関係機関との連携のもと子育てを総合的に支援している。

(5) 保育園での障害児支援の現状

病気や障害等により配慮や支援が必要となる子どもが安心・安全に過ごすことができるよう職員を加配して対応している。障害児保育の対象としては、軽度～中程度の障害のある集団保育が可能な子ども、保護者等の送迎による日々の通園が可能な子どもとしている。

近年、保育園と並行して療育や相談機関等を利用する子どもも増えており、保護者の協力を得て関係機関と連携をとりながら、子どもの成長に資する保育となるよう努めている。障害児保育における支援のあり方については年間を通じて研修、

実習、勉強会等を開催し、研鑽を図っている。

医療的ケアを必要とする子どもについては、可能な範囲で受け入れをしながら、先進的な取り組みをしている自治体の視察、研修等を重ねている段階である。

(6) 本市の障害児通所支援事業所での支援の現状

・事業所においては、これまでの支援実績などを踏まえ、保育士や看護師などの専門的な資格を有する職員が、障害のある子どもやサポートが必要な子どもの障害特性に応じた専門的な療育支援を提供している。

・複数の事業所を利用している子どもや幼稚園などを利用している子どもなどは、保護者を中心に子どもに関わっている関係機関が定期的に連絡を取るなど、その子の療育等に必要となる情報収集及び療育に努めている。

・家族からの基本相談（個別相談）をお聞きしながら、家族への専門的なアプローチや子育てに関する相談など多岐に渡る支援を市の関係所管とも連携をしながら提供している。

・医療的ケアがある子どもたちが専門的な療育支援が提供できる事業所が市内にあり、医療機関や訪問介護事業所などとも連携を行いながら、発達の支援などを提供している。

第4章 児童発達支援センターに関するワーキンググループでの検討～本市の子どもを取り巻く支援機関等に関する課題等～

1 相談支援等に関する課題

・地域の障害のある子どもや支援がサポートが必要な子どもに特化した支援を行う中核的な相談支援体制の設置。

・多種多様な障害に特化した専門的（多職種連携）な相談支援体制の強化。

・地域の関係機関と市内の障害児通所支援事業所との顔の見える相談支援体制の強化。

・乳幼児の発達過程や障害種別に応じた切れ目のない相談支援体制の推進。

・家族との連絡・連携体制の強化。

2 通所先等に関する課題

・近年、保育園など児童発達支援事業所を並行して利用する障害のある子どもが増えていることから、時代のニーズに合った、サービス内容の拡充。

・児童発達支援事業所の送迎を実施している事業所が限定されている。

・障害のある子どもやサポートが必要な子どもが、保育所等において、集団生活を営むことができるよう、保育所等訪問支援を利用できる体制の確保。

・保育園等に通園が難しい障害のある子どもやサポートが必要な子どもの障害特性に応じた通所先等の確保（家族の就労や休息）。

・常時、医療的行為が必要となる障害のある子どもやサポートが必要な子ども（行動に支障が少ない医療的ケアの必要な子どもを含む）の通所先の拡充。

- ・人工呼吸器の装着や重い疾病等のため感染症に罹患するおそれのある子どもが居宅において、日常生活における基本的な動作などの指導が受けられるよう、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保。
- ・福祉人材の確保（保育士などの専門職の確保）、人材の育成。

3 課題解決のための方向性

前述した、課題を解決するためには、地域のニーズを的確に把握し、福祉分野だけではなく、医療分野や教育分野等の関係機関と緊密に連携をしながら、障害のある子ども、サポートが必要な子どもやそのご家族が安心して生活ができるよう、地域のネットワークを生かした専門的な療育支援が必要である。地域の関係機関のネットワークの強化のためには、これまで以上に、地域の関係機関等と定期的に情報共有をし、顔の見える関係づくりを強化していく必要がある。そのためには、地域の中核的な機関である、センターを設置し、関係機関が連携することで、前述した課題を1つずつ解決することにつながり、ひいては、本市の障害児施策の推進、障害児通所支援事業所の質の向上につながるものと考えられる。

第5章 その他留意すべき事項

- ・児童発達支援センターの設置後は、地域の障害児通所支援事業所や市の所管を含めた関係機関等とネットワークを構築するために、定期的に会議体などを開催し、障害のある子どもやサポートが必要な子どもを地域で支える仕組みづくりが必要である。
- ・多種多様な障害のある子どもやサポートが必要な子どもが、個々の障害特性に応じた専門的な療育が受けられるよう、児童発達支援センターは、地域の事業所の職員を対象に人材育成に関する研修会等を開催する必要がある。
- ・児童発達支援センターの業務報告などを、障害者自立支援協議会等に報告をし、協議会からセンター機能の課題の抽出や評価などP D C Aの視点で意見をいただきながら、地域の実情にあった役割が求められる。
- ・地域の児童委員と連携を図り、困りごとのある障害のある子ども、サポートが必要な子ども及びその保護者に対して、専門的な相談支援や家族支援を行うことが求められる。

第6章 まとめ

本市においては、これまでの地域特性や地域の実情などを踏まえながら、障害のある子ども、サポートが必要な子どもやその保護者を取り巻く、地域の関係機関との緊密な連携を一層強める必要がある。

前述した課題を解決するために、児童発達支援センターを設置し、センターが果たすべき機能や役割を整備することで、地域で活躍している事業所が実績のある既存の事業所が活性化し、ひいては地域全体の質の向上、ネットワーク機能の強化が

図られ、本市における障害のある子どもやサポートが必要な子どもたちが、住み慣れた地域で安心した生活を送るための一助になると考える。

結びに、障害者自立支援協議会においてもセンターや障害児通所支援事業所等を支援するため、事業所の質の向上や人材育成等につながる協力を行うことが、事業の円滑な運営に繋がるものと考え。

第7章 児童発達支援センターに関する検討内容

	開催日	協議内容
第1回	令和元年 8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの概要 ・本市の障害児通所支援の現状 ・障害者自立支援協議会での検討経過等
第2回	令和元年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課業務説明 ・子ども相談室の業務説明 ・本市の障害児通所支援における地域課題の抽出・意見交換
第3回	令和元年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課の業務説明 ・障害のある子ども等の相談から児童発達支援サービスの利用までの各関係機関の役割の確認 ・事例の検討
第4回	令和元年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を踏まえた本市の児童発達支援センターのあり方の検討
第5回	令和2年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターに関するワーキンググループ報告書（案）の作成
第6回	令和2年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターに関するワーキンググループ報告書の作成

○構成メンバー

リーダー	松本 恭子
副リーダー	長谷川 友子
メンバー	市島 志織
	猪野塚 啓士
	林田 潤一
	松田 敬徳
	吉田 謙

(敬称略。委員名称は五十音順)